

第2章

信書便事業に関する 制度及び今後の動向

信書便事業は平成 15 年から新たに参入が可能となりました。

平成 27 年には信書便法が改正されたこともあり、総務省において、全国各地で信書便事業に関する周知・広報に取り組んでいます。

また、個人情報の保護に関する国民の意識が高まる中、信書便事業分野においても適切に個人情報保護が図られるよう、総務省としても必要な施策を講じているところです。

この章では、改正信書便法の概要をはじめ、こうした信書便事業に関する総務省の取組や、業界団体の活動についてご紹介します。

第 1 節 他人の信書の送達に関する適法性の確保 P17

第 2 節 信書便制度の周知 P21

第 3 節 信書便事業に関する施策・業界の動向 P22

- ① 信書便事業者協会の活動について
- ② 信書の送達サービス受付用への 115 番の使用について
- ③ 個人情報保護の推進
- ④ 改正信書便法の概要
- ⑤ 「特定信書便マーク」について

第 4 節 信書便事業に参入するには P29

- ① 事業開始までの流れ
- ② 事業の実施に関する許認可の基準
- ③ 事業開始後の遵守事項
- ④ 事後的な監督





他人の信書の送達に関する 適法性の確保

他人の信書の送達は、郵便又は信書便で行えないことが法律で定められています。そのため、郵便を取り扱う日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達の事業を行うには、信書便事業の許可を取得する必要があります。

こうしたルールが法律で定められている理由は、信書の送達が、宅配便やメール便のような「物の運送」ではなく「通信」手段の一つであるためです。

総務省では、こうした法律の趣旨について、信書便事業説明会（P21 参照）などで周知するほか、これに違反すると認められる事案に対して、差出人と送達事業者の双方に対し、再度繰り返すことのないよう、説明・指導をしています。

総務省としては、今後とも、こうした法律の趣旨について周知を進めるとともに、法律に違反すると認められる事案に対して指導をしてまいります。

信書の送達に関する判断例

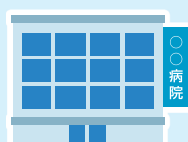
case 1

Q

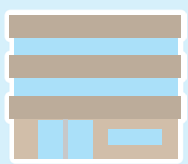
病院が社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関に提出する、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付した書類一式を送る場合はどうですか？

A

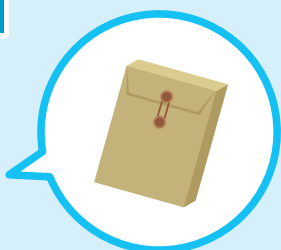
審査支払機関に対して被保険者が所属する健康保険組合等からの支払に必要な書類の審査を依頼する文書は信書に該当しますので、郵便又は信書便をご利用ください。



病院



機関



case 2

Q

ある学校の卒業生で構成される「校友会」が、その学校の卒業生に対して募金を求める文書を送る行為は信書の送達に該当しますか？

A

特定の学校の卒業生で構成される「校友会」がその学校の卒業生に対して募金を求める内容であれば信書に該当しますので、これを送達する場合は郵便又は信書便をご利用ください。

case 3

Q

金融機関などが発行している約款をお客様に送る場合はどうですか？

A

約款の記載内容は特定の人に対するものではないため信書には該当しません。このため、金融機関が口座を開設したお客様に対して、例えばキャッシュカード（信書には該当しません）に約款を同封して送る場合は郵便・信書便以外のサービスを利用しても問題ありません。

case 4

Q

ある人に誕生日プレゼント（貨物）を送るに当たって、その中にメッセージ文を同封したいのですが、このような方法は、郵便法違反に当たりませんか？

A

そのプレゼントの送付に密接に関連し、貨物に従として添えられる簡単な通信文（「添え状」・「送り状」の範囲）でしたら、問題ありません。プレゼントを送るきっかけとなったお祝いの言葉や一般的な挨拶の文言などは許容範囲と言えます。

case 7

Q

通信販売のカatalogの送付に当たって、これに添付する注文用紙の申込者の欄に、あらかじめ受取人の住所・氏名等を印字しますが、これは信書に該当しますか？

A

注文用紙にあらかじめ受取人の住所・氏名等を印字することは、本来受取人が記入すべきものをその手間を省くために便宜的に記入してあげているに過ぎず、受取人に対して意思を表示、又は事実を通知しているものではありませんので、このような注文用紙は信書に該当しません。

case 5

Q

旅行の申込みをされたお客さまに対し、旅行キットをお送りする際に、旅行キットを入れたポーチの中に「出発のご案内」と題した、日程、宿泊先や集合手続の指示の内容を含む文書を同封しても、信書の送達には当たらないと考えてよいのでしょうか？

A

このようなケースは、特定の受取人に対して、差出人の意思又は事実を通知する内容を伝える文書を含んでいることが明らかですので、郵便又は信書便をご利用ください。

case 8

Q

生命保険の勧誘のためのパンフレットに、勧誘相手（顧客）に関する独自の保険プランを作成して提案するような内容を盛り込んでいる場合、信書に該当しますか？

A

個別のプランを提案しているようなものは、特定の受取人に対して差出人の意思を表示する文書なので、信書に該当します。これを封書等で顧客に送られる場合は郵便又は信書便をご利用ください。

case 6

Q

他社と結んだ契約書を、保管のために支店から本社に送付することは、信書の送達に該当しますか？

A

保管のために他の部署に送ることは、組織の中での物理的な移動に過ぎないと解されるので、このような場合は信書の送達には該当しません。

ただし、契約を締結したという事実を通知するために当該契約書を送付することが明らかな場合（「支店でこのような契約を締結したので報告します」という文書が添付されている場合等）は、信書の送達に該当します。

case 9

Q

結婚式や葬儀の会場に、インターネットやファックス等により祝辞や弔辞等のメッセージを送った場合、このメッセージ（プリントアウトしたもの）を当該会場で名宛人に手渡す行為は、他人の信書の送達に当たりますか。また、その文書を後で名宛人の自宅へ送付することについてはどうですか？

A

会場に届けられたメッセージが紙などの文書になると信書になりますが、それをその場で、他人が名宛人に手渡したとしても、信書を送達したとまでは言えません。

しかし、その文書を自宅へ送付する場合は、他人の信書を送達することに該当しますので、郵便又は信書便をご利用ください。

case 10



車検証は信書に該当しますか？



車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。

一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。

【類例】

血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

case 11



市販されている製品の取扱説明書は信書に該当しますか？



市販されている製品の取扱説明書は、広くその製品の使用者一般に対し、その製品の使用方法や使用上の注意などの意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないため、信書には該当しません。

【類例】

市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書、約款、目論見書

case 12



顧客に送る商品サンプルは信書に該当しますか？



商品サンプルは、文書に該当しないため、信書には該当しません。

【類例】

鍵、カードキー、花束

case 13



履歴書は信書に該当しますか？



履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への可否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

なお、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

case 14



論文は信書に該当しますか？



論文は、一般的に、広く一般に自らの考えや研究成果を知らしめるために作成される文書であるため、信書には該当しません。

【類例】

作文、卒業論文、俳句、裁判記録、講習会冊子

case 15



施工主に送る設計図は信書に該当しますか？



設計図は、製作に携わる者が参照するために作成されるものであれば、特定の者に対し意思を表示し又は事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

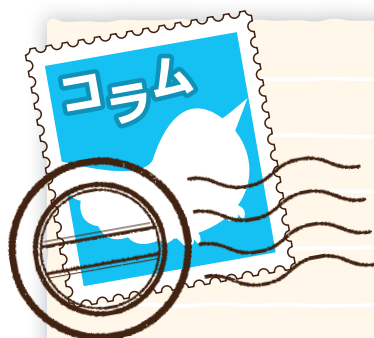
case 16



各種試験の可否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？



各種試験の可否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。



事業者の声

A社は、大手金融機関の子会社として集配金サービスを提供するとともに、コンプライアンス確保の観点から、平成18年7月に特定信書便事業（3号役務）に参入しています。以下は、特定信書便事業のご担当者からお聞きしたお話です。

Q 普段どのような信書を取り扱っておられるのか、特定信書便事業に参入することとした経緯とともに教えてください。

A 当社は、金融機関からの依頼を受け、請求書や伝票などの信書の送達を行っています。10年ほど前のことですが、これらの書類を集中的に取り扱う事務処理センターを新たに創設し、金融機関の支店との間で信書を送達するニーズが出てきたことから、特定信書便事業に参入しました。

Q 普段の業務の流れを教えてください。

A 鍵付きのバッグを使用して、信書便物を貴重品として取り扱っています。集配金と同じサービス水準をご提供できるよう、引受けの際には必ず施錠を確認し、金庫付の警備車輛を自ら調達し、運行しています。また、引き渡しの際にも、先方に施錠されていることを確認してもらっています。

Q 信書の秘密の保護などについて、従業員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。

A 営業所単位で、毎月、信書の取扱い等に関するテーマを定めて、全ての従業員を対象とした講習を実施しています。従業員ごとの受講状況も漏れなくチェックしており、集配金業務と同じレベルの教育を行っています。特に、施錠を確認する旨は繰り返し徹底しています。

また、信書便業務に限ったことではありませんが、個人情報保護については、全ての従業員から誓約書による確認を行っています。

Q 金融業界における特定信書便事業の需要はどのような傾向にありますでしょうか。

A ペーパーレス化は進んでいくでしょうが、全ては困難ではないでしょうか。例えば請求書や伝票などの文書による決済の実情からしても、一定の実需は見込まれると思います。今はどの業界でもコンプライアンス意識が高くなる一方ですから、高品質の特定信書便役務の提供がこれまで以上に求められるのではないかと思います。

加えて、信書の送達を他法人に委託するには郵便又は信書便でなければならないことが十分知られていないかもしれませんので、周知活動が大事だと思います。



第2節

信書便制度の周知

総務省では、信書を適切に送っていただき、また信書便事業について知っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を開催しています。

平成26年度は全国15箇所での説明会を開催し、信書便事業者の利用を検討されている217団体、信書便事業への参入を検討されている55団体に参加いただきました。

説明会は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（全国11箇所）を単位として開催しており、年度ごとに開催時期や開催場所を検討していますので、ご興味をお持ちの方は総合通信局又は沖縄総合通信事務所のホームページをご覧ください（P53参照）。

なお、ここ数年は、説明会に参加できない

等の大手企業や公的団体等に総務省職員自らが出向いて訪問周知活動も行ってきました。

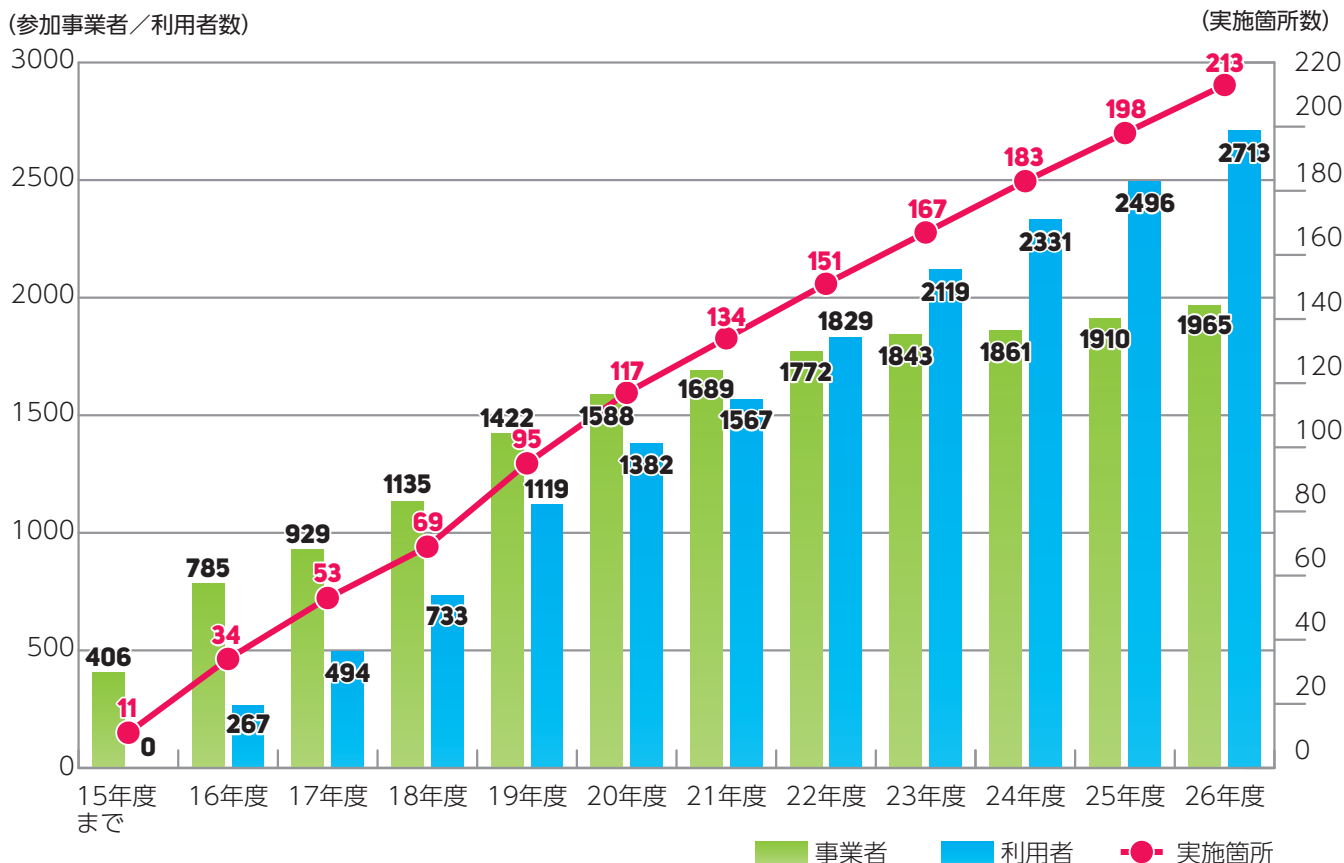
このような説明活動以外にも、信書制度の周知用ポスターの国民の目に触れやすい場所（一般市以上の地方自治体や大きな郵便局のロビー等）への掲示にも取り組んでいます。

平成27年度は信書便法が改正されたことから、特定信書便役務の業務範囲の拡大や標準信書便約款制度の導入を中心に、引き続き、信書便制度の周知に努めています。



信書便制度周知用ポスター
（平成27年度版）

図表8 信書便事業説明会の実施状況





信書便事業に関する施策・業界の動向

① 信書便事業者協会の活動について

近年、信書便事業者同士の情報交換や業界の周知・信頼性向上を図っていこうとする機運が高まり、信書便事業の分野においても、業界団体の設立を呼びかける事業者が出てきました。

そのような中で、平成 23 年 9 月 6 日に、呼びかけに応じた 100 者程度の事業者による設立総会が催され、自発的な任意団体としての「信書便事業者協会」が発足しました。

同協会では、平成 24 年 1 月に HP を立ち上げ、同年 3 月に第 1 回定時総会を開催しました。平成 24 年度からは交流・コンプライアンス委員会と広報・環境委員会を立ち上げてタスク活動を始めるとともに、「信書便事業の活性化に関する研究会」の開催、業界誌への協会関係記事掲載の働きかけ、業界誌での信書便事業に関する座談会の開催、全国各地での講習会の開催など、各種活動を精力的に実施してきています。

さらに今後の信書便事業の周知・拡大にますます大きな役割を果たしていくとともに責任ある立場で業界をけん引し、社会的な信頼

を得ていくためには法人化が絶対必要であるという考えから、平成 24 年 10 月に臨時総会において一般法人化について承認されました。

平成 25 年 1 月 4 日、同協会は、信書の送達の事業を営む事業者が、その業務の適正な運営を確保するとともに、事業者同士の情報交換、連携を行い業界全体の活性化を図ることにより、信書便利用者に対する更なるサービスの向上を行い、会員の事業拡大の機会を拡げることが目的として、一般社団法人に移行しました。平成 28 年 1 月末現在、105 者が会員となっています。

なお、同協会は、平成 27 年度は、総務省の情報通信審議会の「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」第 2 次中間答申（平成 26 年 12 月 4 日）の提言に基づき、利用者の視点に立った信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組を促進することの一環として、①信書便市場の活性化に関する有識者委員会の開催、②信書便管理者向け講習会の開催、等に取り組んだところです。

① 信書便市場の活性化に関する有識者委員会の開催

我が国の人口構造や通信事情等の変貌により利用者ニーズが成熟する中で、信書便市場の活性化をいかに図っていくかが大きな課題となっていることから、信書便市場の活性化に関する有識者委員会（委員長：竹内健蔵 東京女子大学教授）を平成 27 年 4 月から開催し、同年 9 月に提言をとりまとめています。具体的には、信書便事業者の「安心」（信

頼意識の形成）、「安全」（業務運行体制の確立）、「確実」（業務の堅牢性）に対する信頼を一層定着・深化させる「協会ならではの」取組を検討するとともに、これまで提供されていないような創意工夫を凝らした新たなサービスの開発や需要の掘り起こしに取り組むなど、利用者の視点に立った信書便市場全体の活性化方策について提言されています。

2 信書便管理者向け講習会の開催

信書便の業務の監督等を行う信書便管理者を対象に、信書便管理規程の目的及び内容を理解してもらうことを目的として、全国8箇所で信書便管理者向けの講習会を開催し、約220名が参加しています。

- 信書便管理者向け講習会の概要
 - ・ 講習：信書便管理規程等の概要
 - ・ 事例研究（グループ討議・発表）
 - ・ 理解度テスト
 - ・ 修了証の交付

総務省としては、関係行政機関等との連携の下、同協会による信書便事業に係る業務の適正な運営の確保への積極的な貢献が重要と考えており、同協会に対して信書便事業者全体のレベルアップを図るとともに、業界全体をリードしうる優良な信書便事業者育成への尽力を期待しています。

【参考】 郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方
＜平成25年10月1日付諮問第1218号＞
第2次中間答申（抜粋）

- 2 郵便・信書便市場活性化のためのその他の規制緩和措置等
サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、以上のとおり、特定信書便事業の業務範囲を拡大するほか、以下のとおり、迅速な事業展開を可能とするための規制緩和措置を講ずるとともに、利用者の視点に立って、事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組を促進することが必要である。
 - （1）信書便の約款・業務委託に係る認可手続の簡素化と業界の自主的な取組の促進
- ③ 事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組の促進
信書便事業には法制定時の想定を超える多種多様な業態からの参入があり、今般の業務範囲の拡大によりこの傾向がより強まることが想定されるとともに、約款に係る認可手続の簡素化により事後規制に重点が移ることとなる。これに伴い、事業者の社会的信用の維持向上と事業の適正な実施の確保といった信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組が従来に増して重要となることから、広報活動や講習会の実施、利用者保護等の信書便事業者団体の自主的な取組を促進することが適当である。



Association of letter service enterprise
信書便事業者協会

連絡先

一般社団法人 信書便事業者協会 事務局

大阪市北区梅田2丁目5番25号 ハービス PLAZA 6階

TEL：050-3786-4040 FAX：06-4796-0303

E-mail：jimu@shinsho-bin.com

<http://shinsho-bin.com/>



② 信書の送達サービス受付用への115番の使用について

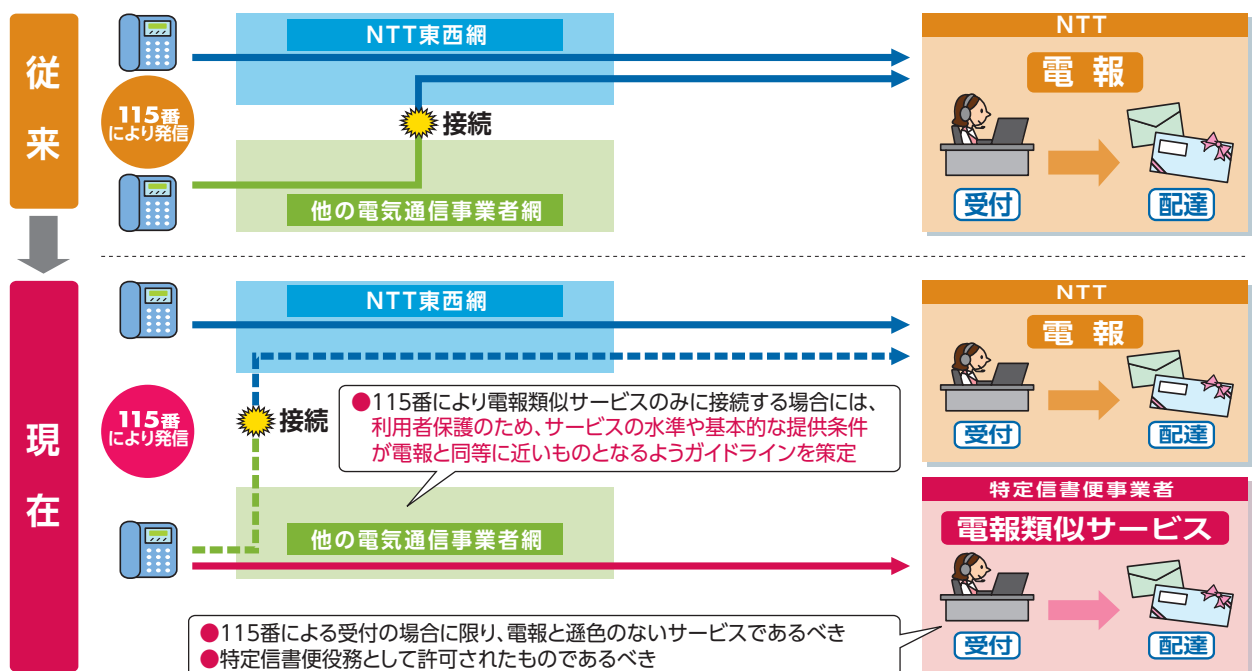
総務省では、平成20年4月から「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」を開催し、NTTの電報受付用の電話番号として利用されてきた115番を利用する利用者の利便性確保の観点から検討を行い、電報と遜色のないものである等一定の条件（受付時間、配達時間、配達地域等）の下、特定信書便事業者が提供する電報類似サービスの受付用に115番を使用することは問題ないとの結論を得ました。これを受けて、平成21年6月1日に、総務省において「電気通信番号規則の細目を定めた件（告示）」の一部改正を行い、115番は電報受付用に加え、特定信書便事業者が提供する電報類似サービス（提供条件が電報に準ずる特定信書便役務）の受付用にも使用可能となりました。

また、告示改正にあわせて、利用者の利便性確保のため、検討会報告書が求める115番により信書の送達サービス受付を行う場合の

利用者への周知方法や基本的なサービス水準等、その具体的内容を定めた「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関するガイドライン」が社団法人（現一般社団法人）電気通信事業者協会において策定されました。

当該告示及びガイドラインに沿った形で115番が使用されることにより、多様で利便性の高い電報や電報類似サービスが提供されることが期待されるところです。平成22年2月から115番ダイヤルからの接続による電報類似サービスの提供を一部の事業者が開始し、平成23年7月からは一部の携帯電話端末から、平成24年8月からは一部のIP電話から、それぞれ115番ダイヤルを通じたサービス利用も可能となりました。さらに、平成28年2月から他の事業者が115番ダイヤルからの接続による電報類似サービスの提供を開始することとなり、国民利用者の選択肢の多様化や利便性の向上につながっています。

電報類似サービス受付用（電報に準ずる特定信書便役務）への115番の使用方法



③ 個人情報保護の推進

信書便事業分野においては、憲法上の要請に基づき信書便法に規定されている信書の秘密の保護に加え、個人情報についてもその適正な取扱いを確保することが重要です。

総務省では、信書便事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、平成 20 年 3 月に「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定めています。また、ガイドラインの内容を分かりやすく説明している「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」を併せて定めています。

信書便事業者はこのガイドラインに基づき、氏名や生年月日など特定の個人を識別する情報、いわゆる個人情報の扱いについて、例えば利用目的をできる限り特定することや、本人の同意を得ない第三者提供を制限することなど、適正な取扱いをすることが求められています。

なお、ガイドラインの解説については、昨

今の大量の個人情報の漏えい事案や消費者庁が策定している「ガイドラインの共通化の考え方について」（平成 20 年 7 月内閣府）の改正を踏まえて、平成 27 年 10 月に改正しています。

このガイドラインの規定に加え、信書便事業者は信書便管理規程（P30 参照）において、顧客情報を安全に管理するよう措置を講じることになっています。

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

（平成 20 年 3 月 25 日総務省告示第 154 号）

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説

（平成 20 年 3 月 25 日公表）

【参考 URL】

信書便事業分野における個人情報の保護について（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_joho/index.html



④ 改正信書便法の概要

① 改正の背景

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達の事業に民間事業者の参入が可能となりました。信書の送達の事業への民間事業者の参入の類型としては、①全国全面参入型の「一般信書便事業」及び②特定サービス型の「特定信書便事業」の2つが設けられました。現在、一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は順調に増加し、平成26年度末現在で、436者が参入しています。また、特定信書便の市場規模についても、平成26年度の取扱通数は約1,361万通（対前年度比約1.1倍）、売上高は約128億円（対前年度比約1.1倍）となり、着実に拡大を続けています。

こうした中、平成25年1月に内閣府に設置された規制改革会議において、信書便市場の競争促進について審議が行われ、その結果を踏まえ、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、「郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲（特定信書便事業者が扱える

信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定）の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る」とされました。

これを受け、総務省では平成25年10月に、「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について、情報通信審議会に諮問し特定信書便事業の業務範囲の在り方を含む郵便・信書便市場の活性化方策の検討を進めてきました。情報通信審議会からは、平成26年3月に中間答申（注）、同年12月に第二次中間答申がなされ、特定信書便事業の業務範囲の拡大や郵便・信書便市場活性化のための規制緩和について提言がなされました。そこで、これらの答申を踏まえ、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」が第189回通常国会に提出され、平成27年6月5日に可決・成立し、同月12日に公布、一部の規定を除き、12月1日に施行されました。

② 特定信書便役務の範囲の拡大

特定信書便役務は、郵便のユニバーサルサービスの提供の確保に支障がない範囲で定めており、これまで、信書便法第2条第7項第1号においては、長さ、幅及び厚さの合計が90センチメートルを超え、又は重量が4キログラムを超える信書便物を送達する信書便の役務を特定信書便役務としていました。

また、信書便法第2条第7項第3号におい

ては、料金の額が1,000円を下回らない範囲内で総務省令で定める額を超える信書便の役務を特定信書便役務としていました。

これらの大きさ及び料金の要件については、情報通信審議会の中間答申において、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で見直すことが適当とされました。

これを受け、情報通信審議会の第二次中間答申においては、3 辺の合計が 73 センチメートルを超える信書便物及び一通の料金の額が 800 円を超え 1,000 円以下の信書便物について、特定信書便役務の範囲に追加することが適当とされたことを踏まえ、特定信書便役務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、次の信書便の役務を特定信書便役

務としました。

- (1) 長さ、幅及び厚さの合計が 73 センチメートルを超える信書便物を送達するもの
- (2) その料金の額が 800 円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（平成 27 年総務省令第 98 号により 800 円）を超えるもの

3 標準信書便約款制度の導入

これまで、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならなかったこととしていました。

信書便法施行後 12 年が経過し、特定信書便事業の参入事業者が 400 者を超える中で、信書便約款について、ほぼ同内容の認可申請が多くなり定型化してきていること、また、今般の業務範囲の拡大によって予想される新規参入の増加に迅速に対応する必要が高まる

ことが予想されます。

このため、信書便法第 33 条第 3 項において、総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、総務大臣による認可を受けたものとみなすこととしました。

4 その他

このほか、一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定めるものについて、総務大臣の届出を要しないこととしました。

（注）なお、一般信書便事業の参入要件については、中間答申において、「法令において具体的に想定されており、十分に明確にされている」「関係事業者へのヒアリングにお

いても、明確化すべき点について具体的な要望が出されなかったことを踏まえると、現段階で更に明確化すべき参入要件はない」との整理がなされています。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の概要

郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化する。

（平成 27 年 6 月 5 日成立、6 月 12 日公布。同年 12 月 1 日施行。）

法律の概要

●特定信書便役務の範囲の拡大

- 大型信書便サービス 取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大（A3サイズ大の封筒まで取り扱い可能に）
- 高付加価値サービス 取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

●信書便約款の認可手続の簡素化（標準約款制度の導入）

- 特定信書便事業者が、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めるときは、総務大臣による認可手続を省略

●郵便・信書便に関する料金の届出手続の緩和

- 郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金（レタックス、代金引換、本人限定受取等の特殊取扱の料金等）を、事前届出制から事後届出制に緩和
- 一般信書便役務に関する付加サービスの料金についても、あわせて届出手続を緩和

（参考）標準信書便約款

●一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成27年11月27日総務省告示第410号）

標準約款は、次のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000390241.pdf

●貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成28年1月26日総務省告示第25号）

標準約款は、次のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000396835.pdf



⑤「特定信書便マーク」について

特定信書便事業者から、信書を取り扱うことが可能であることを明解に示すシンボル類の制定に対する要望が強く寄せられてきたことを踏まえ、平成22年3月に、総務省において「特定信書便マーク」を制定しました。（下図）

●マークのデザイン

このマークは、総務省が特定信書便事業者の応募の中から公正に選定したものです。

平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を

担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品です。背景のブルー色は、「希望」「冷静」のイメージ（“Blue Bird”〈青い鳥・希望の鳥〉）から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めています。

本マークは、総務省が商標登録をしています。特定信書便事業者は、商標に係る通常使用権の許諾を受けることにより、特定信書便マークを無料で使用することができます。（現在、100以上の事業者が利用中）



- 色（JIS慣用色名）
コバルトブルー

- マークの大きさ
（縦・横の比率）
縦：横＝1：1



実際の使用例

信書便事業に参入するには

① 事業開始までの流れ

信書便サービスを提供するためには、①信書便事業の許可、②信書便約款（サービスの提供条件について定めたもの）の認可、③信書便管理規程（信書便物の秘密を保護するた

めの業務上の管理方法について定めたもの）の認可、を得ることが必要です。

以下に、サービスの提供開始までの一般的な手続の流れを紹介します。

事業開始までの主な手続

1 相談

予定しているサービスの内容などを踏まえ、申請内容を信書便監理官（P53 参照）と相談します。

2 信書便事業の許可の申請

①で固まった内容で事業計画を作成し、事業収支見積書などを添付して許可を申請します。

3 審査・審議会への諮問・許可

②の提出書類を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、事業を許可します。

4 信書便約款・信書便管理規程の認可の申請

サービスの提供条件について定める約款と、業務の管理に関する内部規程（管理規程）を作成して、認可を申請します。※信書便約款は、総務大臣が定めた標準信書便約款と同一のものを定めた場合は、認可の申請は必要ありません（P27 参照）

5 審査・審議会への諮問・認可

④を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、それぞれについて認可します。

6 信書便事業の開始と届出

事業を開始したら、その旨を届け出ます。

※特定信書便事業（P4 参照）の場合は、②と④の同時申請が可能です。



※この他、一般信書便役務の料金の届出や他の運送事業者への業務委託又は他の信書便事業者との協定を行う場合の認可申請などもあります。

② 事業の実施に関する許認可の基準

信書便事業の実施に関する主な許認可の基準は以下のとおりです。

1



信書便事業の許可の基準

- ▶ 事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること
(受取人への手交や確実な受箱投函〈郵便・新聞受箱等への投函〉)
- ▶ (一般信書便事業のみ) 全国の区域において、一定の基準に適合する方法で一般信書便物の引受けや配達を行う計画が含まれていること
(信書便差出箱〈ポスト〉約9.2万本の設置、週6日以上での配達など)
- ▶ その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること
 - 交通法令の遵守(3時間以内の送達の役務)
 - 適正かつ明確な収支見積の算出
- ▶ 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること
 - 財産的基礎
 - 関係行政庁の必要な許可



2



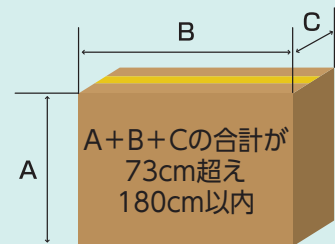
信書便約款の認可の基準

- ▶ 以下に関する事項が適正かつ明確に定められていること
 - 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - 信書便の役務に関する料金の収受に関する事項
 - その他信書便事業者の責任に関する事項

記載事項の具体例

- 大きさ及び重量の制限、包装の方法など引受け条件
- 誤配達の際の措置、転送及び還付の条件
- 料金の収受方法や損害賠償の条件

- ▶ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと



3



信書便管理規程の認可の基準

- ▶ 信書便事業者の取扱中の信書便物の秘密を保護するものとして適当であること

記載事項の具体例

- 信書便の業務の監督等を行う信書便管理者の事業場ごとの選任
- 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の報告、記録その他の措置
- 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施



③ 事業開始後の遵守事項

信書便事業の実施にあたっては以下の事項を遵守する必要があります。

1



検閲の禁止・秘密の保護

- ▶ 憲法の規定を踏まえ、信書便法では「取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない」とされています。
- ▶ また、信書便事業者の「取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、その他信書に関する一切の事項を差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。
- ▶ 更に、「在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数、その他通信の構成要素のすべてを差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。退職後も同じです。
- ▶ これら「取扱中に係る信書の秘密」「他人の秘密」については、捜査機関からの問い合わせであっても、裁判所が発行する令状によらなければ応答できないことになっています。



2



信書便物であることの表示

- ▶ ①のとおり信書便事業として取り扱うもの（信書便物）には信書の秘密の保護が求められていることから、信書の秘密の保護が求められているものであることを明確にするために信書便事業者に対し、信書便物であることの表示が義務付けられています。



3



還付できない信書便物の措置

- ▶ 信書便物が何らかの理由で受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合、一定の方法により信書便物を開くことができます。
- ▶ それでもなお受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合は、施錠できる場所に保管することなどが求められています。



4 事後的な監督

1



報告の徴収・立入検査等

信書便法の施行に必要な限度で、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のように報告を求めたり、立入検査等を行う場合があります。

▶ 報告の徴収

毎年7月10日までに、「信書便物を何通引き受けたか」、「引受けに伴ってどれだけの収入があったか」などの内容（事業実績報告書）を、また、毎事業年度の経過後100日以内に営業の概況などの内容（事業報告書）を報告する必要があります。紛失などの事故があった場合はその状況も含まれます。



▶ 立入検査等

事業開始後初めて信書便物の引受実績があった場合に立入検査が行われます。

適正であると判断されると、それ以降は3～5年おきに自主点検を行ってその結果を総務省に報告することになっています。

なお、適正ではない場合は翌年度に立入検査を行います。また、重大な事故などが発生した場合は、随時立入検査を行うことがあります。

2



命令・許可の取消し等

信書便の業務の適正な運営を確保するために必要な場合、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のような取消し等を行う場合があります。

▶ 重大な事故などの発生に伴って立入検査を行った結果、法令違反の事実が確認できた場合は、事業を計画どおり行うよう、または改善するよう命令することができます。

▶ また、上記の命令を行うことなく6か月以内の事業停止を命令したり、あるいは事業の許可を取り消すこともあります。

